

広島県告示第六百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年八月九日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在 地
の自然現象の発生原因による土砂災害	土砂災害警戒区域
表区域の示の区域の名称	土砂災害特別警戒区域
の自然現象の発生原因による土砂災害	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当、広島県北部建設事務所及び広島県北部建設事務所庄原支所に備え置いて縦覧に供する。